

佐賀県訓令甲第十五号

本庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

別表第三の建築住宅課の建築に関する事務の項の課長専決事務の欄に次の一  
号を加える。

6 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関すること

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。